２０２１年４月１９日発行

村尾光子の下野市議会報告（第62号）

しもつけ



連絡先：栃木県下野市祇園５-11-3
TEL&FAX ：0285-44-5418
E-mail ： muraomit@nifty.com

令和3年第1回臨時会(2月3日)と第1回定例会(2月24日～3月18日)の報告です。

～もくじ～

《審議事項》

・Ｒ２年度一般会計補正予算（第７号）：第１回臨時会

○同意（6件）
- 教育委員会教育長の任命（石﨑雅也氏：新任）
- 教育委員会委員の任命（石嶋和夫氏：再任）
- 公平委員会委員の選任（五月女智史氏：新任）
- 固定資産評価審査委員会委員（菅井貞雄･萩原 仁･上野榮一の３氏：再任）

○R2年度会計補正予算（7件）
- 一般会計（8、9号） ・国民健康保険 ・後期高齢者医療 ・仁良川地区区画整理事業 ・水道 ・下水道

○R3年度会計予算（一般会計等8件）

○条例制定（5件）
- 消費生活条例 ・路上喫煙防止条例 ・新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給基金条例 ・にぎわい広場条例 ・都市計画法開発行為許可基準条例
- いじめ問題対策協議会等条例

○条例改正（9件）
- 国保税条例 ・介護保険条例 ・敬老祝金条例
- 生涯学習情報センター条例 他５件

○その他（4件）
- 第二次総合計画後期基本計画
- 市道路線認定、廃止 ・財産の無償貸付

○陳情
- 国へ妊産婦医療費無償化を求める陳情 ⟹不採択

○発議（2件）
- 市議会会議規則の改正 ⟹ 可決
- 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案） ⟹ 不採択（賛成少数）

■一般質問：会派代表質問 3議員、一般質問 8議員

コロナ禍でも季節は移りゆき、春ですね。自粛生活が続いていますが、お元気にお過ごしでしょうか？家ごもりが続くと気持ちが滅入ります。時には屋外で、新緑と百花繚乱の景色で、気持ちを癒やしませんか？でも、油断は禁物です。お気をつけて！

国は、自治体が実施するコロナ対策事業費として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を数回にわたり交付しています。下野市には３月時点で９億4553万円です。

事業メニューは多様に示されています。地域にあった事業を選択して、有効に活用して欲しいです。赤字国債が原資でしょうから、将来への負担を残すことになりますが、感染症対策には万全を尽くすことが現下の最重要課題ではないかと思います。

市は新型コロナウイルス感染症の市財政への影響を把握して、「長期財政健全化計画」の見直しを考えているとのことです。

村尾光子の
議会報告＆意見交換会



とき：Ｒ３年５月９日 午後1時30分～3時30分
ところ：グリーンタウンコミュニティセンター 研修室３
※新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用と手指消毒にご協力をお願い致します。

Ｒ３年第２回定例会は6月3日（木）開会予定です

■R３年度　一般会計当初予算額は286億1千万円　― 前年度比 5.9 %の増！過去最大規模 ―

《市長予算編成方針》

新型コロナウイルス感染症の影響は、市民生活と地域経済に大きな影響を及ぼしている。R3 年度予算は、コロナ禍における「新しい生活様式」への対応とともに、第二次総合計画後期基本計画の初年度に当たり、財政健全化計画の遵守による健全財政を堅持すべく、「下野市 新たなステージ創生予算」として編成した。まちづくりの持続的成長を活かしながら、SDG sの実現を意識した取組を検討する。

《新規事業》　（1 万円未満切り捨て）

○3歳健診眼科屈折検査実施：107 万円

○南河内小中学校設立準備事業：1294 万円
　設立へ向けた閉校、開校に係る事業

○天平の「桜歌会(おうかえ)」事業：68 万円
　淡墨桜 天平の「桜歌会」事業

○中学生海外相互派遣事業(3 年毎に実施)： 489 万円
　R2 年度から延期となった。姉妹都市ドイツ・ディーツヘルツター ルへ中学 2 年生 16 人と引率者 4 人を派遣。姉妹都市から 同人数を受け入れる。

○高齢者サポートカー等購入費補助：100 万円
　安全運転サーポート者等購入補助。対象：70 歳以上、
　新車購入 2 万円、装置後付け 1 万円

○防災情報伝達システムUPS更新事業：605 万円
　UPS(無停電電源装置)を更新、撤去費は別に 56 万円

○空き家バンク事業：25 万円
　空き家バンクに登録すると 2 年間の固定資産税分を免除、上限 5 万円

○コンパクトシティ形成に係る可能性調査：1315 万円
　都市核形成、小金井駅･石橋駅前周辺の再整備の可能性について調査委託

《地方創生事業》13 事業　総事業費 1億5908万円

･総合戦略推進事業：25 万円

･しもつけ･未来･プロモーション事業：2248 万円

･地域連携事業：10 万円

･移住支援事業：200 万円
（主に東京 23 区居住者が転入し、就職･起業した場合に補助）

･高校生地域定着促進事業：88 万円

･地域おこし協力隊事業(5 名)：2130 万円

･公共施設公民連携推進事業：705 万円
（シモツケ大学を開催して、「ふるさと」支援の人材育成）

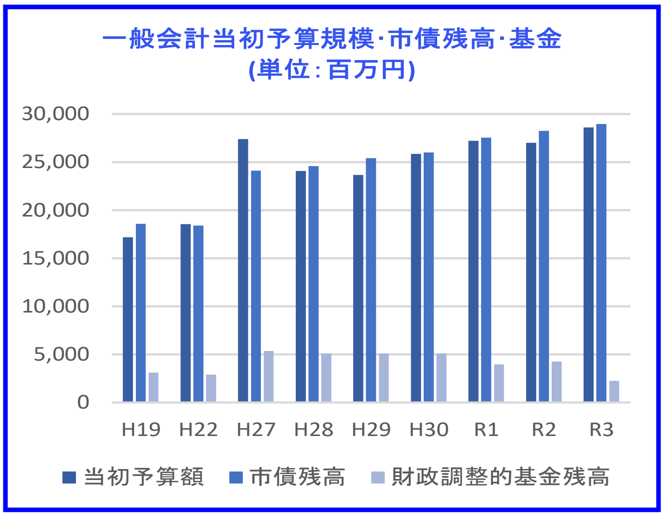
･オリンピック･パラリンピック推進事業：4300万円
（キプロス共和国事前キャンプ受入他）

･市内公共交通運行事業(1 市 2 町の広域バス)：3313 万円

･観光プロモーション事業(「燈桜会」開催等)：513 万円

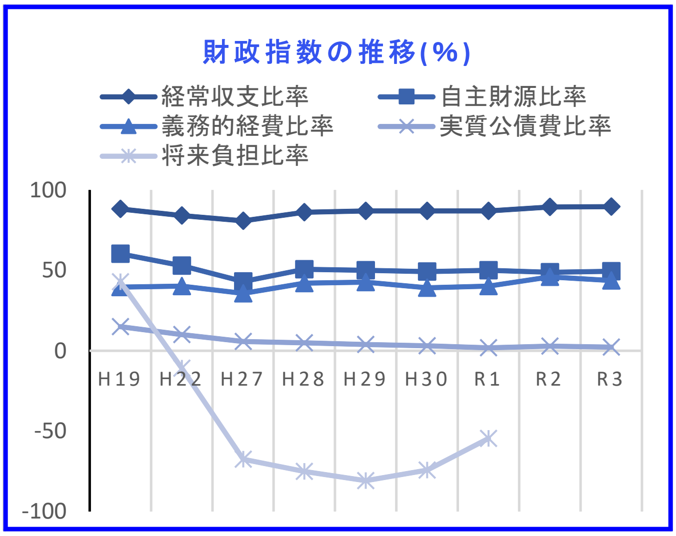
･下野ブランド推進事業：167 万円

･定住希望者住宅取得支援事業：1058 万円
（東京圏からの市内定住希望者への住宅取得支援）



※財政調整的基金残高：財政調整基金＋減債基金

※市債残高と基金残高は各年度末残高額(R2 、R3 は見込額)



健全財政は堅持

R2 、R3 年度は予算段階の見込数値

《R3年度一般会計歳入》

【主な歳入】 市税の大幅減収を基金と市債でカバー

(単位：万円)	R3 年度	前年度との比較
市税	90 億 0530	△ 4 億 9870
分担金負担金	1 億 9867	△ 505
使用料手数料	1 億 9695	△ 353
基金繰入金	34 億 1706	13 億 3296
前年度繰越金	5 億 0000	0
自主財源小計	139億9329	8 億 2858
地方譲与税	2 億 2445	△ 1874
地方消費税交付金	11 億 5000	△ 7800
地方特例交付金	1 億 2000	9500
地方交付税	33 億 0000	1 億 5000
国庫支出金	42 億 4411	5 億 2796
県支出金	16 億 6773	△ 2 億 9440
市債	37 億 7500	3 億 6670
依存財源小計	146億1670	7 億 7141

《その他, 注目事業》 (1万円未満切り捨て)

○市民活動センター整備事業 9501万円

生涯学習情報センター及び就労継続支援B型事業所なのはなの移転後の建物を市民活動センターとして整備するため、実施設計・改修工事・備品購入。

○認定こども園整備事業 2億4831万円

保育所・認定こども園の老朽化に伴う建替工事や定員増のための増改築工事に対して国庫補助等を利用して施設整備を行う。薬師寺保育園は緑2丁目に移転し、認定こども園に。薬師寺幼稚園は分園創設。むつみこども園外構設備修繕。

○保育対策総合支援事業 5701万円

【保育環境改善等事業】1337、障害児を受け入れるための改修、保育環境の改善等により待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てられる体制を整備。
【保育体制強化事業】1080、地域住民や子育て経験者などの多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減する。保育体制を強化し、保育士の就業継続・離職防止を図る。
【保育補助者雇上強化事業】2483、保育士の負担を軽減し、離職防止を図るため、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇い上げに必要な費用を支援する。
【新型コロナウイルス感染症安全対策事業】800、

○教育・保育施設型委託事業 16億9885万円

幼児教育・保育無償化制度による。このうち国・県支出金は12億1739万円。

○義務教育学校整備事業 30億2523万円

R4年4月開校に向け、R2・3年度継続事業で校舎、屋内運動場、給食室、駐車場・外構・グランドを整備

○学童保育室整備事業 1億6223万円

南河内小中学校学童保育室整備事業

○石橋複合施設整備 5億1435万円

DB(デザインアンドビルド)業務、6月まで実施設計、10月から工事着手予定

○景観計画策定事業 1081万円

H31年3月より県からの権限移譲により景観行政団体となった。R2～3年度、景観計画策定、景観条例の検討。併せて緑の基本計画を策定する。

○スマートインターチェンジ整備事業 2億3610万円

用地買収、ネクスコ東日本への負担金、市道1－2整備

《特別会計予算規模》 (単位:万円)

	R3年度	R2年度
国民健康保険	52億3930	52億9433
後期高齢者医療	6億8729	6億7372
介護保険	46億3116	46億0681
石橋駅周辺土地区画整理	894	964
仁良川地区土地区画整理	4億7195	4億5420
水道事業	18億2253	16億2933
下水道事業	34億9100	33億7675

＊公営企業会計である水道事業・下水道事業会計の予算規模は、それぞれ収益的支出と資本的支出の合計額

○自治医大駅周辺整備事業(道路改良) 2億7830万円

○しもつけ産業団地整備推進事業 2億3286万円

事業主体:栃木県開発公社、整備面積:33.3ha、土地購入・補償費、文化財発掘調査、雨水排水設備実施設計、排水管延長1.2Km、排水先 西仁連川。R4～6年度に整備する。

○道の駅しもつけ修繕・拡張事業 1億0107万円

道の駅修繕、駐車場拡張工事

○コンパクトシティ形成に係る可能性調査 1315万円

立地適正化計画に基づき、一定面積における人口密度維持のため、都市核形成、小金井駅・石橋駅周辺の再整備についての可能性を調査。

○南河内テニスコート拡張整備事業 2億0167万円

一般利用者の利便性の向上を図るため、また、南河内小中学校テニス部の活動拠点を確保するため、2面から6面に拡張する。用地買収、補償費、トイレ・駐車場も整備

○内部統制制度導入支援 610万円

R2年度に情報収集し比較検討した結果を基に、給与支払い事務等、リスク管理の高い事務の一部について、内部統制を参考にした評価を実施する。R4年度の制度実施に向けた準備作業のため、支援業務を委託する。

○小金井空襲記憶継承事業 7万円

1945.7.28に受けた小金井空襲について資料収集、慰霊碑周辺の清掃、イベントを開催する。これまで慰霊祭を開催してきた実行委員会と連携する。

《起債事業》 起債総額:37億7500万円

■公共事業等債事業:起債額 4億7290万円

事業費総額:12億8784万円 (15事業)

主な事業:県営ほ場整備、天平の丘公園周辺施設整備事業、市道1－3・1－5・2－1・2－7号線他整備、自治医大駅周辺整備、道路構築物長寿命化、スマートIC 整備、公園長寿命化対策(笹竹、ウサギ、日酸公園)、石橋複合施設整備等

■学校教育施設等整備事業債事業 :起債額5億2430万円

事業費総額:29億4520万円 (2事業)

義務教育学校整備事業、祇園小トイル改修事業

■公共施設等適正管理推進事業債・集約化複合化事業 :起債額17億0910万円

事業費総額:30億6358万円 (2事業)

学童保育室整備事業、義務教育学校整備事業

■公共施設等適正管理推進事業債・長寿命化事業 :起債額 6870万円

事業費総額:7640万円 (1事業)

市道大規模改修事業事業

《一般会計から他会計への繰出金》 15億1804万円

○国民健康保険	3億6162万円
○後期高齢者医療	1億2505万円
○介護保険	7億0792万円
○仁良川地区区画整理	3億1306万円
○石橋駅周辺区画整理	893万円
○土地開発基金	144万円

■教育長に石崎雅也氏、任命同意

任期：R3 年 4 月 2 日～ R6 年 4 月 1 日

住所	小山市花垣町 2－4－52 (S.36.7 生)
履歴	H28.4 ～下都賀教育事務所長 H30.4 ～国分寺中校長

＊前任の池澤 勤教育長の任期は R3 年 3 月 24 日まで

■路上喫煙防止に関する条例を制定

施行：R3 年 6 月 1 日

目的：喫煙マナーと環境美化意識の向上、市民の身体・財産の安全確保、清潔且つ快適な生活環境の実現のため。
道路等：市内の道路、公園、広場その他の公共の場所
路上喫煙禁止区域の指定等：市長は特に必要があると認める区域を、規則で路上喫煙禁止区域として指定することができる。区域の指定、変更、解除は告示する。禁止区域では、市長が規則で指定した喫煙場所でのみ可能。

《路上喫煙禁止区域》規則で指定する予定の箇所
石橋駅周辺：西口広場～国道4号線、
東口広場～駅前通り市域境界
小金井駅周辺：西口広場～国道4号線、
東口広場～県道小山下野線まで
自治医大駅周辺：西口広場～国道4号線、
東口広場～あしぎん交差点まで、
市道7002(ｸﾞﾘｰﾝﾓｰﾙ)、7024、7036、7020号線
※ 3 駅とも西口に設置されている喫煙所は廃止する。



※市広報･HP で周知、廃棄物監視員によるパトロールとちらし配付を行う。
※受動喫煙防止条例については、担当課ではまだ議論に入っていない。段階的に検討する。

■いじめ問題対策連絡協議会等を設置、条例制定

市･教育委員会は、いじめ防止対策推進法(H25 年 6 月公布)に基づき、このほど、地方公共団体の努力義務とされている「いじめ防止基本方針」を策定した。7 章で構成されている。

《下野市いじめ防止基本方針》 R3 年 1 月策定
はじめに
第1章 いじめの防止等のための基本理念等
第2章 いじめの防止等に関する基本的な考え方
第3章 いじめの防止等のために下野市が実施する施策
第4章 学校いじめ防止基本方針・組織の設置
第5章 いじめの防止等のために学校が実施する施策
第6章 重大事態への対処
第7章 取組の評価・検証

法律とこの基本方針に基づき、次の各組織を設置する。

いじめ問題対策連絡協議会：いじめの防止等に関する機関･団体の連携、連絡調整。
委員：小中学校の教職員、教育関係団体の代表者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者。(15 人以内、教育委員会が任命･委嘱) **任期は2年**

いじめ問題専門委員会：いじめ防止等の対策、重大事態に係る事実関係の調査
委員：学識経験者･その他教育委員会が必要と認める者。(4 人以内、教育委員会が委嘱。) **任期は2年**

いじめ問題再調査委員会：専門委員会の調査結果について、調査が必要と市長が認めるとき設置する。(所管：市民協働推進課)
委員：学識経験者、その他市長が必要と認める者(5 人以内、市長が**必要の都度、委嘱**) 専門委員会委員との兼務はできない。諮問事項に係る調査が終了したときには解任される。

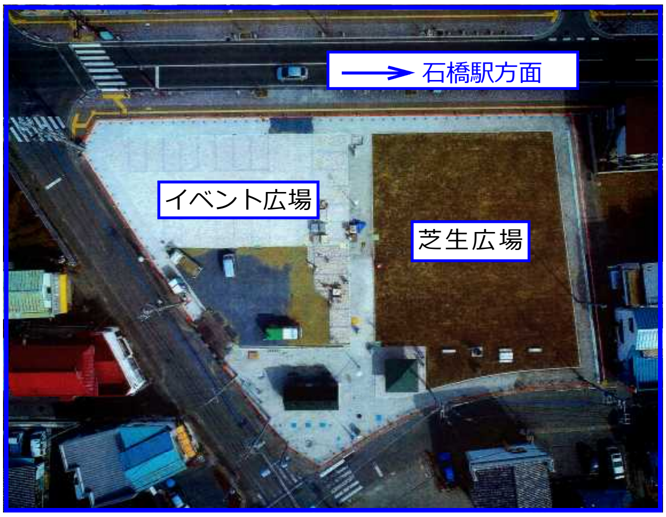
条例では、いずれの委員も非常勤特別職として位置づけ、報酬額を決めた。

上記 3 組織	委員　日額 6,000 円 委員長･会長を設置する場合は 7,000 円 専門委員　日額 13,000 円 専門委員が医師の場合は 20,000 円

施行期日：公布の日から

■旧石橋庁舎跡地に「にぎわい広場」を整備、条例を制定　4 月中旬、供用開始

→ 石橋駅方面



位置	下野市石橋 552 番地 4、総面積　2,700 m²
広場	イベント広場(ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ舗装)　821 m² 芝生広場　989 m²

トイレ(男･女･多目的トイレ、地下収納式防災トイレ 3 基)
四阿 1 基、照明灯 6 基(内ソーラー発電 3 基)
ベンチ 1 基、テーブルベンチ 1 基、水飲み場(1 基)、
イベント用コンセント(3 個)、水栓(1 個)

《占用使用料》 消費税は外税

区　分	単位	料金	
		営業を伴う時	行事･イベント時
芝生広場	1 区分	2,000 円	800 円
イベント広場	1 区分	2,000 円	800 円
電気設備	1 日	500 円	
水道施設	1 日	500 円	

※単位の区分は午前･午後･夜間を予定、規則で決める　。

◆市長の使用許可が必要な行為
(1)行商、募金等 (2)業として写真･映画撮影 (3)興業
(4)競技会、展示会、集会等 (5)花火、ｷｬﾝﾌﾟﾌｧｲﾔｰ等
市長は、広場の公衆の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可できる。占用的に使用しようとする者も予め市長の許可を受ける。

◆占用使用を許可をしない場合
(1)公の秩序、善良な風俗を乱すおそれがあるとき
(2)施設･設備を破損するおそれがあるとき
(3)政治的又は宗教活動に使用するおそれがあるとき
(4)施設管理上支障があるとき
(5)その他市長が適当でないと認めるとき

経済建設常任委員会では　　　　（傍聴して）

「占用使用許可の制限」の1項目に「政治的又は宗教的活動に使用するおそれのあるとき。」がある。委員から、「この制限は必要なのか?社会教育施設ではないので、制限すべきではないのでは。多くの市民が利用できるようにすべきだ」との質疑があり、執行部とはかなり深い議論がなされた。 公民館等では社会教育法により、いわゆる3禁条項があり、政治･宗教･営利目的には使用できないことになってる。にぎわい広場は社会教育施設ではない。執行部の答弁は「市が整備した施設だから、許可しない」、納得できるだろうか。可決されたが、運用はどうするのか？

■県から開発許可事務が権限移譲に

開発行為：主に建築物の建築、特定工作物の建設を目的とした土地の区画形質の変更。知事の開発許可が必要。

区域区分	区域の位置付け	許可を要する開発行為
市街化区域	既に市街地を形成している区域、概ね 10 年以内に市街化を促進する区域	1,000m^2 以上の開発行為
市街化調整区域	当面市街化を抑制する区域	開発行為の規模に関わらず許可必要

【今回、事務移譲される範囲】R3年4月から
○開発行為の許可、変更許可
○開発行為の許可、検査済症の交付、公告
○開発許可済の区域における用途追加等の許可 等
○市街化調整区域内の線引き前宅地における用途追加等の許可 等
※本市は事務処理市町村なので開発審査会は設置せず、県の開発審査会に付議する。

【権限移譲による一般的なメリット】
○市が開発許可事務を行うことによって、より整合が図られたまちづくりに資することができる。
○線引き自体が画一的なまちづくりである一方、開発許可制度は個別･具体的なまちづくりの手法であるため、バランスがとれたまちづくりが可能となる。
○開発許可等の事務処理が短縮され、市民サービスの向上につながる。

権限移譲のため「都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例」を制定し、事務に伴う手数料について手数料条例に追加した。

《都市計画法に基づく開発行為の許可基準》
①公園、緑地又は広場の設置を要する開発区域の面積は 1ha 以上 5ha 未満とする。(法痔 33 条第 3 項)
②条例で指定する土地の区域(法第 34 条第 11 号)
(かつて県条例により市内市街化調整区域の 10 地区が指定され、住宅建築が可能となった。今後は市が指定可能)

■介護保険料を見直し、引き上げに

第 8 期高齢者保健福祉計画(R3 ～ R5 年度)により保険給付費が変わり、また、この期間は給与所得控除･公的年金等控除について 10 万円引き上げ、基礎控除を 10 万円引き下げる特例措置のため、条例を改正した。

《保険料率》		改正後保険料		改正前保険料	
段階	算定率	月額	年額	月額	年額
第 1	0.50	2,800	33,600	2,776	33,300
第 2	0.65	3,640	43,700	3,609	43,300
第 3	0.75	4,200	50,400	4,164	50,000
第 4	0.85	4,760	57,100	4,719	56,600
第 5 基準額	**1.00**	**5,600**	**67,200**	**5,552**	**66,600**
第 6	1.20	6,720	80,600	6,662	79,900
第 7	1.30	7,280	87,600	7,218	86,600
第 8	1.50	8,400	100,800	8,328	99,900
第 9	1.70	9,520	114,200	9,438	113,300
第 10	1.90	10,640	127,700	10,549	126,600
第 11	2.10	11,760	141,100	11,659	139,900

※各段階の保険料は、基準額に各段階の算定率を乗ずる。
※上げ幅を抑えるため、R3 年度介護保険会計では介護給付費準備基金から 6,224 万円を繰入れた。基金残高は 5 億 5202 万円になる見込み。

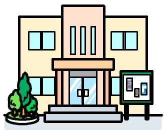
■国民健康保険税課税限度額も引き上げ

①課税限度額の改正
医療保険分　61 万円 ⟶ **63 万円**
介護保険分　16 万円 ⟶ **17 万円**（対象 40 ～ 64 歳）
後期高齢者支援 変更無し 19 万円
　合計　　96 万円 ⟶ **99 万円**

②均等割軽減世帯の所得基準の改正 （引き上げ）
基準額に(世帯の給与等所得者数－ 1)× 10 万円を加算
※国保被保険者(加入者)数は年々減少しているが、65 歳以上の被保険者の増加により、1 人当たりの医療費は増加傾向。R3 年度国保会計では 6800 万円の税収減を見込み、国保財政調整基金から 3,000 万円繰り入れた。

■生涯学習情報センターは南河内公民館内に移転

住所を下野市田中 681 番地 1(下野市南河内公民館内)に変更、5 月 1 日を目途に移転する。



現在の建物は、1階のなのはな作業所跡も含めて市民活動センターに改修する。
なのはな作業所は 3 月 28･29 日に引っ越しした。

■敬老祝金の交付対象者を縮小

高齢者人口増のため、費用増加が懸念される。財政上の観点から祝金交付対象者を縮小した。

【改正前】	【改正後】
75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳以上の者	80 歳の者 90 歳の者

100 歳祝金贈呈の特例については変更しない。

※対象者には 5,000 円を給付、受取期間に幅を持たせた。

※ R2 年度は総計 1,646 人に 956 万円を交付した。

所管課では、現行制度ではR5年度には2, 147人に1, 349万円を交付と推計した。改正すると677万5千円に半減する。今後は財政規模を縮小をせざるを得ないので、落胆される方もおられようが、致し方ない。

■大松山運動公園プールを廃止　R3 年 4 月 1 日～

「公共プールのあり方検討報告書」(R2 年 8 月、市教育委員会スポーツ振興課)では、施設の老朽化、大規模改修のためには 1 億円を超える費用を要する、利用者が減少傾向などから「大松山運動公園プールは廃止する」との方針であった。

これにより、都市公園条例から大松山運動公園水泳場使用料を削除した。

今後、大松山運動公園のプール・テニスコート・第 2 駐車場周辺を一体的に整備する予定。

■財産の無償貸付

改修を進めてきた旧国分寺西小跡の一部を社会福祉協議会に無償で貸し付ける。

土地：面積 1,996.44m^2、地目：学校用地

建物、物置　所在地：川中子字海老内 3276 番地 2

種　類：社会福祉施設　1,361.11m^2(元南側校舎)

物置　13.24m^2

無償貸付期間：R3 年 4 月 1 日～ R8 年 3 月 31 日

貸付の相手方：社・福法人　下野市社会福祉協議会

無償貸付の目的：就労継続支援 B 型事業所の運営を安定的かつ継続して行い、良質な就労支援等の事業を確保すること。

無償貸付の条件：障害福祉サービス事業を行う事業所として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

生涯学習情報センター建物1階に入居していた「なのはな作業所」は、3月28・29日に新しい場所に移転した。通所に不便を来す利用者もいるのではないか、確認できなかった。

■第二次下野市総合計画　後期基本計画を議決

期間：2021(R3)～ 2025(R7)年度

市民意識調査、総合計画審議会、議会への説明、パブリックコメントを経て提案された。重点プロジェクトの 3 つの柱は変わらない。基本施策毎に SDG s(持続可能な開発目標)への貢献分野を示した。めまぐるしく社会情勢が変化している中、自治基本条例を根拠に、計画期間途中でも見直しすることはある。

■ R2 年度一般会計補正予算

《第 7 号》：第 1 回臨時会

3 億 7696 万円増額、予算総額 351 億 2832 万円に

新型コロナウイルスワクチン接種事業実施のため、国の負担金・補助金が交付された。接種体制を準備する。

3 億 5707 万円は R3 年度に繰り越して実施する。

【歳入】

○ワクチン接種対策費負担金　2 億 7793 万円

○ワクチン接種体制確保事業費補助金　7227 万円

○財政調整基金繰入金　26755 万円

【主な歳出】

○ワクチン接種事業　3 億 6496 万円

医師等非常勤職員報酬 7,424 、看護師等報償費 2,940 、コールセンター設置・運営委託 4,027 、ワクチン接種委託 13,896 、予約システム借上 385

集団接種会場：きらら館、国分寺・南河内公民館、かかりつけ医でも接種できるよう、医師会と協議・調整中

○新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金負担金　1,200 万円

協力金 1 日 6 万円は県 5 万・市 1 万円、国補助金を除いた市負担分 2,000 円× 24 日、250 店舗分

《第 8 、9 号》：第 1 回定例会

8 号：1 億 5202 万円減額、9 号：1 億 0973 万円追加、最終的に予算総額は 350 億 8567 万円に

8 号は国の補正予算、市の事業費確定、コロナ対策地方創生臨時交付金の充当事業変更による補正。

追加議案の 9 号では、国の第 3 次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付とコロナ対策事業費を計上した。

【主な歳入】

○国庫支出金　△ 7919 万円

○県支出金　△ 1 億 9312 万円

○寄附金　850 万円

○基金繰入金　△ 3200 万円

○市債　1 億 5160 万円

減収補填債 1 億 4850(R2 年度に限り地方税減収により財源不足が認められる場合に起債可能。償還金の 75 %が交付税措置される。)

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金　1 億 0771 万円

○疾病予防対策事業等補助金　165 万円

【主な歳出】

○基金積立金　7 億 4796 万円

例年この時期には 2 ～ 3 億円を積立ているが、コロナ影響で事業未実施分 1 億 1300 万、それ以外にも全ての事業・人件費を精査した結果の額

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業　400

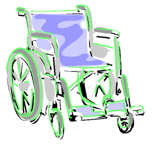
消毒液・備品用 50 万円／園、民間学童保育含め 8 園に

○新型コロナウイルス感染症対策資金借入金利子補給基金積立金　4306 万円

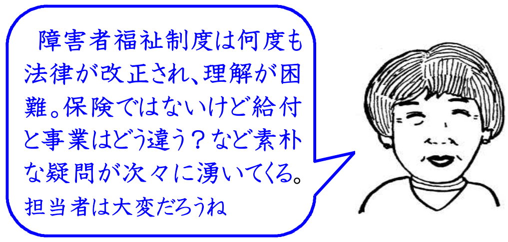
○スマート IC 整備事業・土地購入費　9411 万円

○公園施設維持管理　2324 万円

→p9へ続く



村尾光子の
下野市民派クラブ 会派代表質問



医療的ケア児への地域生活支援事業のサービス提供態勢の強化を！

障害福祉サービス等報酬は 3 年毎に見直され、本年 4 月に改定される。今回の改定内容は、たん吸引や人工呼吸器が必要な「医療的ケア児」の施設での受け入れや、重度や高齢の障害者が地域で暮らせるように支援を強化することが柱で、報酬全体で 0.56 ％の引き上げとなるとの新聞報道だった。

児童福祉法に基づくサービス給付は国の基準に基づいて提供されるが、障害者総合支援法に基づいて提供される地域生活支援事業の市町村任意事業では、事業費に相当する基準額は、市町村独自に設定する。

地域生活支援事業の市任意事業にも、今回の報酬等見直しと同様に基準額（事業費）の見直しを求めた。

(1) 報酬が引き上げられると、利用者負担も値上がりする。上げ幅は、報酬全体の上げ幅と同様か、またはサービスにより異なるのか。

【広瀬市長】 障害児者へのサービスは、障害者総合支援法により、サービス提供施設が所在する市町村が責任を持って一元的に提供するとされており、個々の障害の程度や居住等の状況を踏まえ個別に支給決定を行う障害福祉サービスと、市町村の創意工夫により利用する方の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業に大別されている。

障害福祉サービスには介護支援を受ける場合の介護給付と、訓練等の支援を受ける訓練等給付があり、障害児を対象とするサービスは、児童福祉法による障害児通所支援事業に位置づけられている。

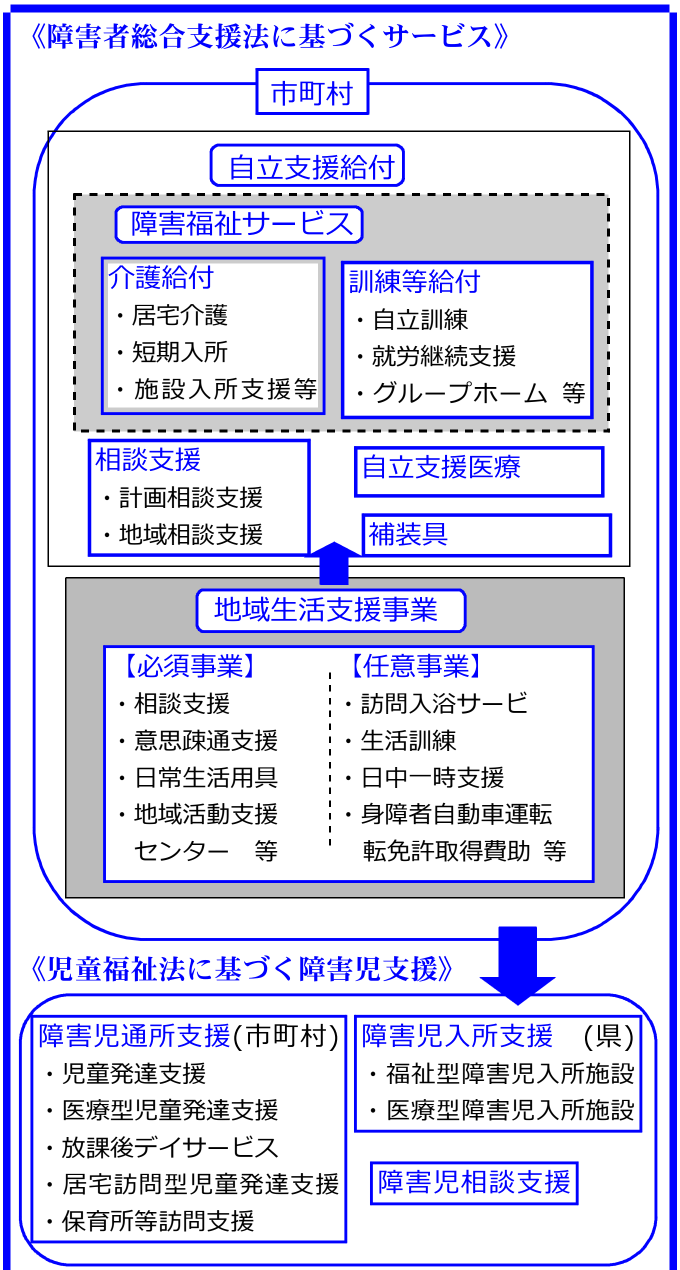
これらのサービスを利用するためには、利用計画を作成し、市の支給決定を受けた後、個々にサービス提供事業所と契約する。

サービス提供事業者は、国の定めた基準に基づき、サービスの報酬として、原則利用者からサービスに係る費用の 1 割を徴収し、残りの 9 割は市に請求し、サービス給付費として支給を受ける仕組みである。

障害福祉サービス等報酬は、障害者総合支援法によるサービス提供に要する平均的な費用の額を勘案し、設定することとされている。今回改定の基本方針は以下の通り。

《障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方》

1. 障害者の重度化、高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等。
2. 効果的な就労支援、障害児者のニーズを踏まえたきめ細かな対応。
3. 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進。
4. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 5. 感染症や災害への対応力の強化。



※地域生活支援事業は給付ではなく補助事業。（利用者負担 1 割の残りは国:1/2 以内、県 1/4 以内、市 1/4 位）

―「障害福祉サービスの利用について」（全国社会福祉協議会）、堺市 HP「障害児支援・障害福祉サービス体系」を参考に作成 ―

6. 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し。

＊報酬改定率はプラス 0.56 ％、うち 0.05 ％相当分は新型コロナウイルス対応の特例的な評価に充てる。

利用者負担は、改定により報酬が上げれば引き上げ幅と同様に値上げを行う。その上げ幅については、サービスにより異なる。

(2) 給付費については国の規定通りに運用されるが、任意事業については市独自に基準額(事業費)、利用料を決められると理解している。
日中一時支援事業について、次の点を問う。
①現行の基準額の算出根拠は何か。(実施要綱別表)

【広瀬市長】 日中一時支援事業は障害者総合支援法に位置づけられ、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の一つである。**地域生活支援事業**には、市町村に実施義務のある**必須事業**と市町村の判断により必要な事業として実施できる**任意事業**がある。

日中一時支援事業は任意事業であり、障害者の日中の活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としている。

市地域生活支援事業実施要綱では、利用定員や職員等の配置については「適切なサービスが行えるよう配慮する」として、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託して実施いている。現在、市内外の 27 事業所、36 施設と契約をしており、R 元年度の利用者は 46 人であった。

委託の基準額は、県南地区障害保健福祉圏域内の小山市、壬生町、上三川町と同額の設定である。

【日中一時支援事業委託料】(実施要綱別表第 1)

利用時間	基準額		備　考
	重度	軽度	
1 時間につき	750 円	500 円	
	1,500 円		重度の障害者が重症心身児施設、肢体不自由児施設、医療機関利用
入浴加算: 400 円			

※重度とは、身体障害者手帳の 1 級･2 級、療育手帳の A･A1･A2 、精神保健福祉手帳 1 級･2 級の所持者

利用者は基準額の 1 割を事業者に支払い、委託料は基準額から利用者負担を差し引いた金額又は、その社会福祉法人等の所在する市町村の定める委託料とする。(要綱第 5 条)

②今回の報酬等改定は、医療的ケア児への支援強化のためでもある。日中一時支援事業基準額にも支援態勢強化が講じられるべきではないか。
要綱別表第1では、重度･軽度のみの区分なので、重症心身障害児者、医療的ケア児者の区分を創設し、基準額を実際の経費に近づけて設定できないか。

【広瀬市長】 R2 年度末に策定する下野市障害者福祉計画では、基本計画の一つとして、障害児支援体制の充実を掲げている。「医療的ケア児等の支援協議ワーキンググループの活用や医療的ケア児等コーディネータを配置して支援を行うことにより、医療的ケアを必要とする児童が地域で適切な支援が受けられ、安定した在宅生活を送れるよう努めること」としている。

R 元年度、上記ワーギンググループでは市内在住の 9 名の医療的ケア児とその家族を対象に実態調査を行って意見を聞き、日常の課題等を確認した。

- 医療的ケア児の預け先である日中一時支援事業所や重度心身障害児を受け入れる事業所が少ない。
- 情報が入りにくい。
- 事業所や学校に移動する手段がない。
- 災害時には、地区の避難所では人工呼吸器や吸引機器、在宅酸素療法などの医療機器に使用する電源確保ができないので、避難所は利用したくない。

などの意見があった。

これらの要望に応えられるようバッテリー、発電機の購入費用については、日常生活用具給付等事業の補助対象として、R3 年度予算に計上した。医療的ケア児への必要な支援につなげられたと考えている。

日中一時支援事業では、看護師など医療的専門職の配置までを求めているものではない。しかし、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たん吸引などの医療的ケアが日常的に必要な児童が重症心身障害児施設等を利用する場合は、現在の職員等の配置基準での預かりでは、十分な支援が難しい。医療的ケア児を対象とした配置基準や基準額等の内容について、今後、先進事例等を参考に研究する。

本事業の委託料について、要綱第5条の規定では、サービスを利用する市民の利用者負担額は同一でも、サービスを提供する事業者への委託料は施設の所在自治体により変わることになり、市内事業者への委託料との格差を生む懸念がある。整合を図るべきではないか。

【広瀬市長】 日中一時支援事業の委託料は、利用者の住民登録がある市町村との委託契約によって決める。本市の委託料の額は、近隣市町と比較して低いものではなく、妥当な額だ。

今後も社会情勢、近隣市町の動向を注視し、利用者の負担を考慮しながら、実情に見合った基準額となるよう、地域の障害福祉システムについて市自立支援協議会で協議し、県南地区障害保健福祉圏域内の市町と情報交換を行う。

《医療的ケア児の基本報酬の創設》(障害児通所支援)
■基本的な考え方
○従来は、障害児通所サービス(児童発達支援･放課後デイサービス)の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受け入れの裾野が十分に広がってこなかった。
○今回改定では、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコアを用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を創設。　以下略
― 厚労省「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」(R3 年 2 月 4 日)から ―

医療的ケア児を直接評価することは、地域生活支援事業でも必要ではないか。宇都宮市や日光市では日中一時支援事業とは別の「重症障害児者医療的ケア支援事業実施要綱」により、委託先は医療機関等として基準額や利用者負担額を決めている。医療的ケアには看護師や医療機関との連携が欠かせない。

医療的ケアが必要な児童は少ないとは思うが、社会的に支援する体制整備が求められている。

特に、周産期医療センターや子ども医療センターが設置されている自治医大附属病が立地する下野市には、高度医療を必要とする人達が集まる必然性がある。治療から地域生活へ移行するためには、福祉施策の充実が必要で、地元自治体が担う役割は大きい。

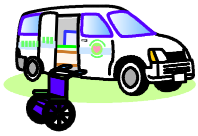
1 年前、医療的ケア児とその家族へのサービスを提供している認定 NPO 法人「うりずん」(宇都宮市)の事務局から、「下野市で医療的ケア児へのサービス提供事業を始めたい人がいるので支援を」との連絡を頂いた。私たちにできることは何か、先ずは会派下野市民派クラブとしてご当人のお話しを伺った。収益性が低いので参入事業者が少ない分野であり、保護者としての切実な想いから一大決心をして起業するとのこと。昨年、事業を実施する NPO 法人だいじを設立された。

私たちには地域の情報提供や障害福祉制度を理解すること程度しかできない。だが、学習を通して、障害児福祉サービスには医療的ケア児が明確に位置付けされていないことが分かり、今回の代表質問に至った。

コロナ禍の中、計画通りにとは行かなかった部分もあるそうだが、ご苦労されながら、4 月に開所にこぎ着けた。多機能型重症児デイサービス事業所として、当面は児童発達支援と放課後等ディサービスを提供する。

医療的ケア児を対象としたサービス提供事業者は、おそらく県内で 2 例目、栃木県は全国でも大変少ない。私財を投じ、転職して始めた事業、多くの医療的ケア児とその家族のために、運営が軌道に乗りますように。

《施設整備が完了した「だいじ」の内部》



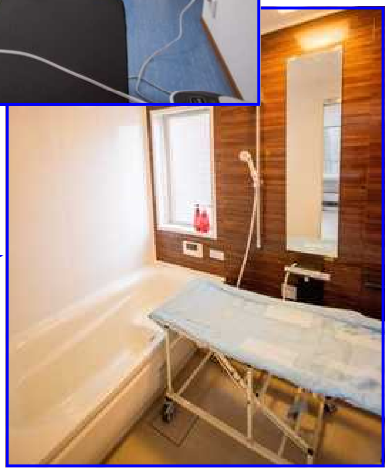


プレールーム



南側はウッドデッキ

居室、



浴室



写真提供：
NPO法人だいじ
所在地：
下野市緑６-２５-6
TEL ＆ FAX：
0285－35－6008

～ｐ４からの続き～

《**R2 年度一般会計補正予算**》【主な歳出】

○基金積立金　4300 万円

○きらら館庁用器具購入　484 万円

トレーニング等利用者向け空気清浄機 4 台、自動検温証明書発行システム 1 台

○一定の高齢者等新型コロナウイルス検査助成　331 万円

対象:65 歳以上高齢者･基礎疾患を有する者(慢性閉そく性肺疾患･慢性腎臓病･糖尿病･高血圧･心血管疾患等を有する者)、検査費用の 2/3 助成((上限:PCR 検査 13,300 円、抗原定量検査 6,300 円)、償還払い、期間:R3.4.1 ～ R4.3.31

○新型コロナウイルスワクチン接種協力金　4020 万円

ワクチン接種に協力する市内医療機関へ交付。1 施設当たり、集団接種協力 30 、個別接種協力 50 、診療時間外に個別接種 10(すべてに協力する場合 90 万)、期間:R3.4.1 ～ R4.2.28

○保健福祉センター感染防止対策事業　637 万円

検診時の感染リスク低減のためきらら館･ゆうゆう館に空気清浄機各 3 台を配置

○市内小中学校水道蛇口ハンドル交換　924 万円

15 校、2800 箇所の水道蛇口をハンドル式からレバー式へ

○薬師寺資料館･風土記の丘資料館　48 万円

体表面温度計測機能付き顔認証リーダー設置(各 1 台)

《職員による公金詐取事件､損害額回収状況報告》

― R3.2.17 議員全員協議会―

損害額元本：3715 万 7619 円
執行費用　：　17 万 6134 円(判決分、差押)

回収金額　：　174 万 6523 円(R3 年 2 月 1 日現在)

充当内訳
- 元本　152 万 4298 円
- 遅延損害金　16 万 175 円
- 執行費用　6 万 2050 円

＊遅延損害金の利率は年 5 分(民法第 404 条)

■選択夫婦別姓の法制化を求める意見書(案)、不採択に

提出者：中村節子　(敬称略)

賛成者：高橋芳市･磯辺香代･五戸豊弘･村尾光子

【提案理由】選択的夫婦別姓制度導入に賛成･容認の人は 66.9 %(2018 年、内閣府世論調査)。改姓により仕事や研究上のキャリアが削がれてしまう例もある。夫婦同姓を義務づけているのは世界中で日本のみ。国連は「差別的な規定である」として、過去に 3 回の改善勧告をしている。希望するカップルには別姓を選択できるように法制化を求める。

残念ながら、賛成少数で不採択。反対討論はなかった。

【行動記録】　太字は議員としての公的活動

～1/10　村尾市議会報告 No61 編集･印刷作業

【1月】

5　会派下野市民派クラブ連絡会
7　議会だより編集員会からのインタビュー(会派代表)
9　市川房枝記念会連続講座「年金制度」西沢和彦氏(Zoom 視聴)
14　**議会運営委員会**
16　下野市水道水市民ネット印刷作業
21　下野市民派クラブ連絡会
22　下野市民派クラブ(建設課聞き取り調査)／市水道水市民ネット(会報発行作業)
25　**ＦＭゆうがお「こんにちは、下野市議会です」出演**(総務常任委員会副委員長)
27　**議会運営委員会／議員全員協議会**
28　県南地域の地下水をいかす市民ネットワーク運営委員会(宇都宮市)
29　下野市民派クラブ研修(市の障害児福祉施策)、市長へ新型コロナ感染対策について要望書提出
31　全国自治体議員行財政自主研究会「2021 年度予算」菅原敏夫氏(Zoom)

【2～3月】

3　**市議会第1回臨時会**／会派下野市民派クラブ連絡会
8　**議員全員協議会**(新年度予算案説明会)
11　在宅ケアネットワーク栃木「With Colona 時代の社会的処方」(Zoom)
12　**総務常任委員会**
13　市川房枝記念会連続講座「家族の変化と住宅事情―人口減少期の住宅政策―」松本暢子氏(Zoom)
14　選択的夫婦別姓･全国陳情アクション「SDG ｓってナニ？ジェンダー平等って何故必要？」野水克也･鈴木けいすけ･井田奈穂 3 氏他(TouTube ライブ)
17　**議会運営委員会／議員全員協議会**／社会福祉課との打合せ(代表質問)
19　**議員タブレット講習会**／下野市民派クラブ連絡会

2/24 ～ 3/18　**市議会第1回定例会**

24、25、26、3/1、2、3、18 日　**本会議**
26 日　**村尾会派代表質問**
3 月 3 日　**村尾総括質疑／議会運営委員会**
4、5 日　経済建設常任委員会傍聴
8、9 日　**総務常任委員会**
10 日　**総務常任委員会委員長報告まとめ**／教育福祉常任委員会傍聴
11 日　教育福祉常任委員会傍聴
15 日　下野市民派クラブ
16 日　**議会運営委員会／議員全員協議会**
18 日　**議員研修会「立地適正化計画と公共施設等総合管理計画」**川本達也氏(動画セミナー)

12　図書館協議会傍聴／下野市民派クラブ連絡会
13　地域おこし協力隊員活動報告会／市川房枝記念会連続講座「川崎市ヘイト罰則条例に学ぶ「差別は犯罪」を広めるために」石橋 学氏(Zoom)
16　３Ｒ全国ネット主催オンライン連続セミナー「海洋プラスチック汚染に立ち向かうために～脱プラスチック、そして脱炭素社会へ～」原田禎夫氏 (Zoom)
21　環境問題を考える会(会報発行作業)
22　生活学校やよい会例会／原子力市民委員会連続企画「原発事故の被害はなぜ見えにくくなったのか？」清水奈名子氏･除本理史氏 (Zoom)
24　**議員研修会「アフターコロナ時代の地方創生を考える～持続可能な地域経営と共同型ガバナンス～」**澤飯 敬 氏(ｵﾝﾗｲﾝｾﾐﾅｰ)
25　都市交通マスタープラン検討委員会傍聴
30　地域公共交通会議傍聴



3/19 ～ 22　議会だより第 60 号原稿執筆
3/22 ～ 4/13　村尾議会報告 No62 編集･印刷作業

～あれこれ～ ■4月3日、この報告書の原稿も書き終わらないのに、思い切って「思川開発事業を考える流域の会」主催の黒川取水口建設現場見学会に参加した。黒川の上流、鹿沼市板荷地区にある。地元の方々



完成した立坑:この地下から大芦川に向けて直径 2.3m 、延長約 2.8Km の導水管が築造される。

の案内で、黒川右岸の林の中から川中での工事様子を眺めた。こんなに大規模な施設を造っても果たして取水できるのか、と感じる流量だ。これから田植えの季節になり下流地域の水需要は高まる。昨年も水不足が問題になったそうだ。基準水量を超えたときのみ取水するとのことだが、そのような時はあるのだろうか？ここからの導水管は大芦川の取水口で交わり、南摩ダムへと伸びる。黒川からの取水･送水は無理だろうな‥と感じた。板荷地区では井戸水からフッ素･フッ素化合物が検出され、この工事の影響ではないか、との観測もある。調査結果はまだ分からないが、工事は遅れている模様。大芦川取水口の工事も進行中とのこと。私たちには見えないところで工事は着々と･･･。

■今号は、いつもに増してまとめるのに苦労した。言いたいことを分かり易く表現するには、と悶々とした。要は自らが仕組をよく理解していないからだとは思うけど。資料を集めても内容や、どこに置いたのかさえ、忘れてしまう。探すことにかなりの時間を費やした。結局は学び直しになる。情けないことだ。加えて、この年度末は、総合計画後期基本計画をはじめ各種の計画が策定･改定された。短期間で読み通すのは至難の技だ。障がい者福祉計画、高齢者保健福祉計画、地域公共交通計画、消費生活基本計画、災害廃棄物処理計画･･･etc。



■夜中にパソコンに向かって居眠りのあげく、椅子から転げ落ちた。暫くの間、腕が上がらない。情けないことの上塗り、恥ずかしい限り！「歳なのよ」とは隣人が。